

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いを定めるため、「配偶者」を対象に含む諸手当について、パートナーシップ関係の相手方を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとする規定を整備する。(第 11 条、第 12 条の 3、第 13 条の 2、及び付則第 2 項)
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）の一部改正に伴い、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められたことに対応する改正及び特措法第 44 条の読み替え規定が削除され、第 26 条の 8 に新たに読み替え規定が置かれたことに対応する改正を行う。(第 2 条及び第 28 条の 2)

2 新旧対照表（議案集 1 ページ～3 ページ 議案集データ 5 ページ～7 ページ）

(1) 職員の給与に関する条例（昭和 34 年 7 月文京区条例第 29 号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （給料）</p> <p>第二条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条に規定する正規の勤務時間（第十六条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p>	<p>第一条（略） （給料）</p> <p>第二条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条に規定する正規の勤務時間（第十六条第三項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>第三条～第十条の二 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) <u>又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第十二条及び第十二条の二 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第十二条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十三条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)</u>に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額二万七千円以上の家賃を支払っている</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三条～第十条の二 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>二～六 (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第十二条及び第十二条の二 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第十二条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十三条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)</u>に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額二万七千円以上の家賃を支払っているもの</p>
---	---

<p>もの</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第十三条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、三万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万四千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第十四条～第二十八条 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第二十八条の二 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第十三条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、三万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万四千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第十四条～第二十八条 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第二十八条の二 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。</p>
---	---

<p>一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて区に派遣された職員 同法第三十二条第一項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）<u>第二十六条の八</u>において準用する場合にあつては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>）</p> <p>二 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第二十八条の三及び第二十九条 （略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項及び第二十八条の二第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p><u>2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。</u></p>	<p>一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて区に派遣された職員 同法第三十二条第一項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）<u>第四十四条</u>において準用する場合にあつては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>）</p> <p>二 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第二十八条の三及び第二十九条 （略）</p>
--	---

(2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月文京区条例第6号）

改正後（案）	現行
<p>付 則</p> <p>1～9 （略）</p> <p>（扶養手当に関する特例措置）</p>	<p>付 則</p> <p>1～9 （略）</p> <p>（扶養手当に関する特例措置）</p>

<p>10 (略)</p> <p>11 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年月文京区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間</u>にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p>10 (略)</p> <p>11 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間<small>にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）</small>その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>
--	--

<p>一 平成三十年度 一万千五百円</p> <p>二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千円</p> <p>12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>13 （略）</p> <p>14 付則第十一項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（<u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年月文京区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日</u>）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>15～17 （略）</p>	<p>一 平成三十年度 一万千五百円</p> <p>二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千円</p> <p>12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>13 （略）</p> <p>14 付則第十一項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>15～17 （略）</p>
---	--

3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第28条の2第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。